

鳥取県告示第710号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成20年10月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
465	鳥取銀行中山支店	名称	鳥取銀行中山支店	鳥取銀行中山出張所	平成20年10月27日
448	鳥取銀行境内浜支店	〃	鳥取銀行境内浜支店	鳥取銀行境内浜出張所	〃
430	鳥取銀行誠道支店	〃	鳥取銀行誠道支店	鳥取銀行誠道出張所	〃
453	鳥取銀行溝口支店	〃	鳥取銀行溝口支店	鳥取銀行溝口出張所	〃